



高齢者保健福祉計画・ 第9期 介護保険事業計画

令和6年度～令和8年度

概要版

令和6年3月
茨城県利根町

01 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景・目的

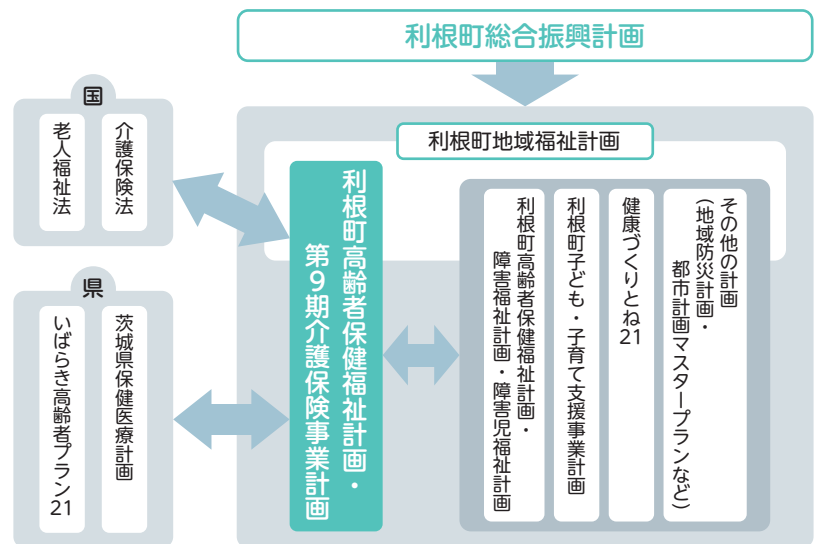
利根町は、令和5年10月1日現在、高齢者は6,949人、高齢化率は45.4%と約2人に1人は高齢者となっています。今後も少子高齢化による高齢化率の上昇とともに、高齢夫婦のみ世帯や高齢者単身世帯の増加、生産年齢人口（15～64歳）の減少が見込まれており、高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けるためには、地域の保健・医療・福祉などの様々な分野の関係機関との連携を強化し、複数の関係者がチームとなって高齢者を支えていく必要があります。また、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯など、見守りや支援を必要とする高齢者が増加していく中では、地域コミュニティによる支援が不可欠であり、地域の絆と協働の力で高齢者を支え合う地域づくりを進める必要があります。

そのためには、これまで構築に取り組んできた地域包括ケアシステムをさらに深化・推進するとともに、中長期を見据えた介護サービス基盤を計画的に整備し、持続可能な介護保険制度を確保しながら、地域共生社会の実現に向けて取り組むことが求められます。

こうした中、令和3年3月に策定した「利根町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」の計画期間が令和5年度をもって終了することから、新たに令和6年度を初年度とする「利根町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）」を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は介護保険法における国の基本指針に即して介護保険事業計画を定めるほか、「第5次利根町総合振興計画」を上位計画とし、地域福祉計画や障害福祉計画、健康増進計画等と関連する計画との調和を図りながら推進していきます。また、茨城県で策定している介護保険事業支援計画及び医療計画との整合を図ります。



3. 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3年を計画期間として、団塊ジュニア世代が前期高齢者となる令和22年を見据えて策定し、計画最終年度の令和8年度に計画の見直しを行います。

令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和22年度 (2040)
第8期計画			第9期計画			第10期計画			
		見直し			見直し				
			▲ 団塊の世代が75歳 (後期高齢者)					▲ 団塊ジュニア世代が65歳 (前期高齢者)	

02 計画の基本的な考え方

基本理念

本計画では、「第5次利根町総合振興計画 前期基本計画」との整合性を図ります。第5次総合振興計画で掲げている本町の将来像「ともに創ろうみんなが住みたくなるまち とね」という目標を実現するための大きな柱の一つでもある、「いつまでも健康で元気あふれるまちづくり」を基本理念として高齢者の方が住み慣れた地域でいつまでも健康で元気に暮らせるよう計画の策定を行いました。

第5次 利根町総合振興計画 前期基本計画で掲げる将来像

『ともに創ろうみんなが住みたくなるまち とね』

将来像を支える5つの柱

1. 安全で人にやさしい快適なまちづくり（都市基盤・生活環境の整備充実）
2. いつまでも健康で元気あふれるまちづくり（福祉・保健・医療の充実）
3. 誰もが夢を持ち輝き続けるまちづくり（教育・文化・スポーツの振興）
4. みんなが集まるおもしろいまちづくり（産業の振興）
5. みんなが主役でともに進むまちづくり（まちづくりの推進）



利根町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画

基本理念



「いつまでも健康で元気あふれるまちづくり」

03 日常生活圏域の考え方

日常生活圏域とは、高齢者にとって身近な生活圏域の中で、サービス基盤の確保を図っていかこうとする考え方に基づき設定されるものであり、面積や人口、住民の生活形態をもとに設定されるものです。

本町における第3期以降本計画においての日常生活圏域は、生活圏の現状や人口及び面積等を勘案し、町全体を一つの生活圏域として設定しています。第9期計画においても、引き続き町全体を一つの生活圏域として設定します。

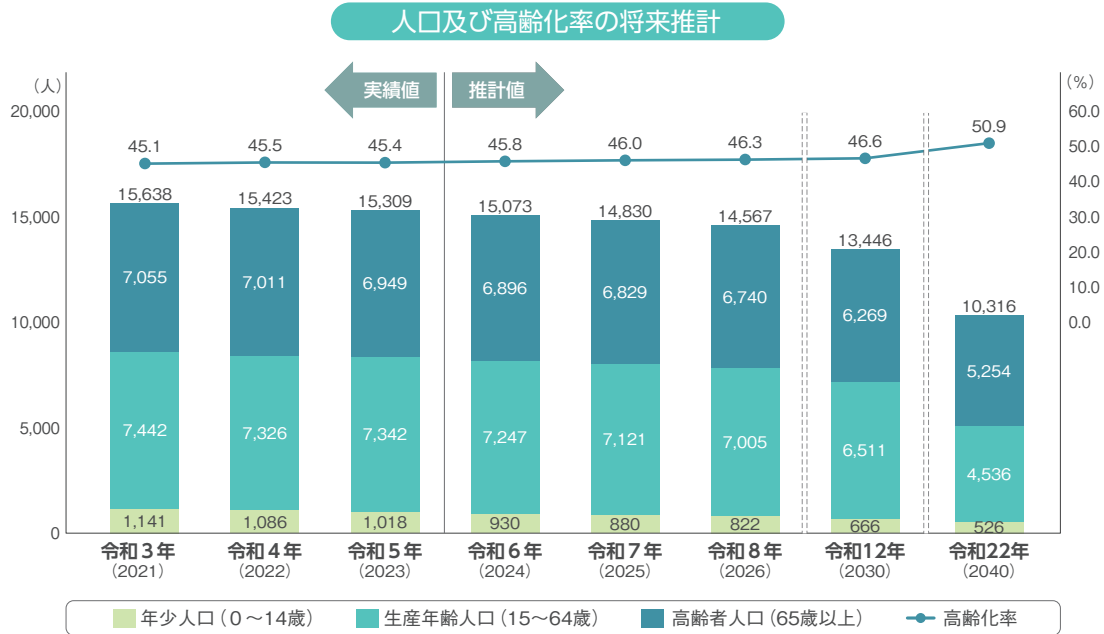


04 高齢者人口等の将来推計

1. 人口及び高齢化率の将来推計

本町の人口の将来推計では、今後も減少傾向が続き、令和5年10月1日現在15,309人の人口が、令和22年には10,316人まで減少すると推計されます。

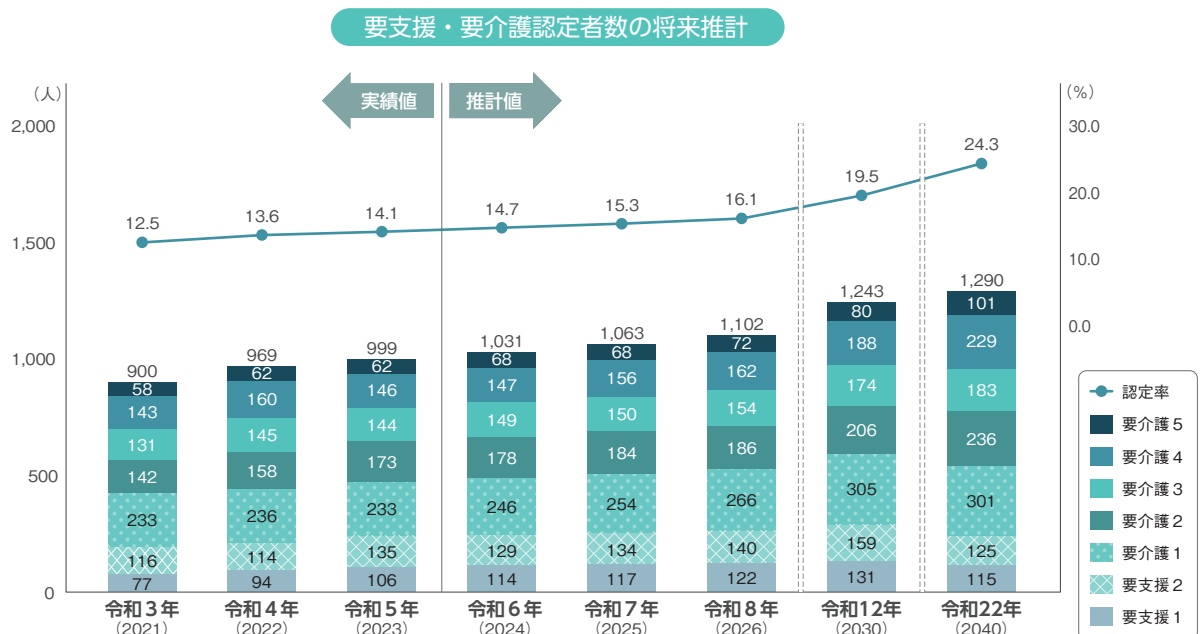
また、本町の高齢化率は令和5年の45.4%から令和22年には、50.9%になると予測されます。



2. 要支援・要介護認定者数の将来推計

要支援・要介護認定者数は増加傾向にあり、令和5年は999人となっており、令和22年度には1,290人になることが予測されます。

また、後期高齢者人口の増加に伴い、認定率（第1号被保険者）も年々上昇し、令和22年には24.6%となることが予測されます。



05 施策の体系

基本理念

基本方針（施策の方向）

推進する施策

いつまでも健康で元気あふれるまちづくり

基本方針1
地域包括支援センターの機能強化

- 1-1 総合相談支援事業
- 1-2 包括的・継続的ケアマネジメント事業
- 1-3 介護予防ケアマネジメント事業
- 1-4 地域ケア会議

基本方針2
予防・健康づくり・生きがいづくりの推進

- 2-1 健康づくりの推進
- 2-2 介護予防の推進
- 2-3 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
- 2-4 生きがい・社会参加の促進

基本方針3
認知症施策の推進

- 3-1 認知症に関する理解促進・情報提供
- 3-2 認知症の人やその家族を支える支援体制づくり

基本方針4
在宅医療・介護の連携推進



- 4-1 在宅医療・介護連携推進事業

基本方針5
在宅生活の継続支援

- 5-1 生活支援サービスの体制整備
- 5-2 一人暮らし高齢者への支援
- 5-3 要介護者への支援
- 5-4 介護家族等への支援

基本方針6
総合的な支援対策づくり

- 6-1 安心・安全に暮らせる地域づくりの推進
- 6-2 地域での包括的な支援体制づくり
- 6-3 権利擁護の推進・虐待防止の推進

基本方針7
介護保険事業の円滑な推進

- 7-1 介護給付等対象サービス量の見込み
- 7-2 介護保険給付費等と第1号被保険者保険料
- 7-3 事業の円滑かつ持続可能な運営に向けた方策



06 基本方針

基本方針1 地域包括支援センターの機能強化

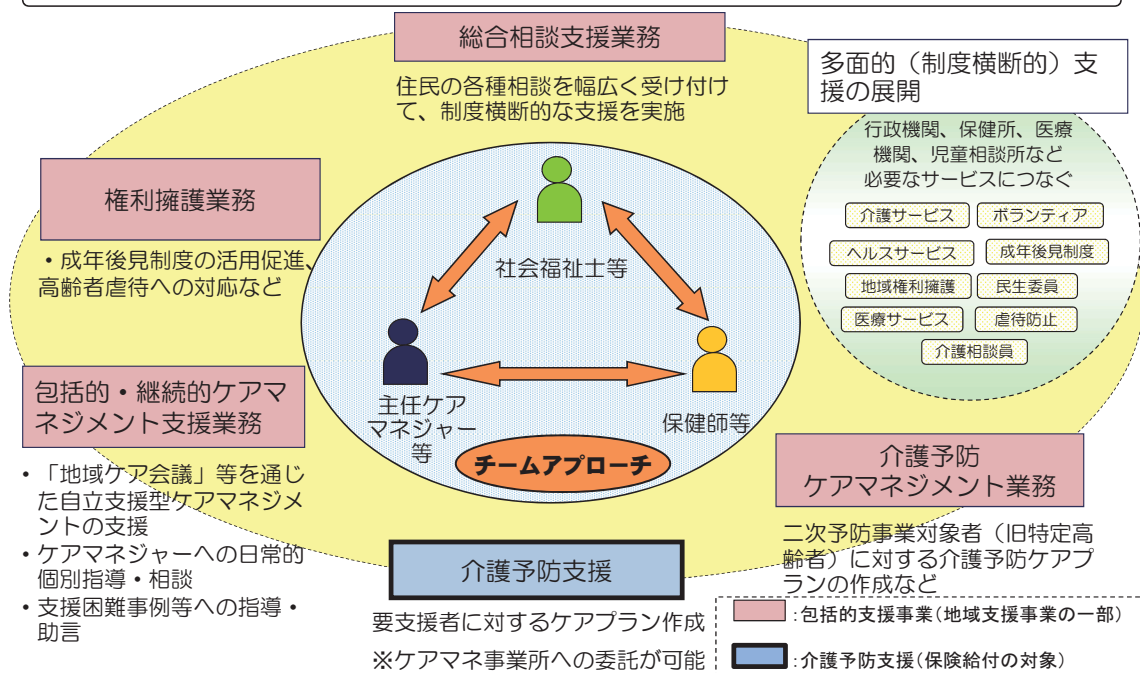
地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び、生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、町直営で1か所設置しております。

なお、運営にあたっては、中立性・公平性の確保、人材の確保支援等の観点から、「地域包括支援センター運営協議会」を設置し、委員会で運営状況などについて審議しています。

地域包括支援センターでは、包括的支援事業を地域で一体的に実施し、高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう支援しています。「在宅医療・介護連携の推進」「認知症対策の推進」「地域ケア会議の推進」「生活支援サービスの体制整備」等を加えて、医療・介護・生活支援・住まいが一体的に提供できる地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進と介護保険制度の持続的な運営により、地域の実情に応じた高齢者福祉施策の推進や介護保険サービスを一層充実させることを目指しています。

地域包括支援センターの業務

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設である。（介護保険法第115条の46第1項）
主な業務は、介護予防支援及び包括的支援事業（①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）で、制度横断的な連携ネットワークを構築して実施する。



資料：厚生労働省「地域包括支援センターの概要」より

基本方針2 予防・健康づくり・生きがいの推進

高齢者の割合が増加していく中、今後の介護予防事業のあり方として、単に運動機能や栄養状態など心身の機能改善を目指した事業を行うだけでなく、地域に社会参加できる場を創出することによって、介護予防の習慣化に繋げていく取組を推進していきます。

また、介護予防と生活習慣病等の疾病予防・重症化防止を一体的に実施するような枠組みの構築を目指し、高齢者の通いの場、認知症カフェの設置等、地域交流の促進を図るとともに、高齢者の生活機能全体を向上させ、生きがいを持ち、自立した生活を営むことができるよう、地域住民とリハビリテーションの専門職等、多様な専門職が連携し、さまざまなアプローチから介護予防や重症化防止を進められる地域づくりを推進します。

基本方針3 認知症施策の推進

国は、令和元（2019）年に「認知症施策推進大綱」を策定し、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進しています。

こうした全国的な動向を踏まえ、地域の様々な関係機関との協働により、認知症高齢者と介護する家族の地域での生活を支援し、本人や関係者等が交流できる居場所づくりが必要です。

今後も、一人でも多くの方が参加できる環境を整えることを目標に、各種講座や運動を通して健康づくりの輪、コミュニティの形成により、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを目指します。

基本方針4 在宅医療・介護の連携推進

医療と介護の連携の充実を図るため、医師や歯科医師、薬剤師、訪問看護師、理学療法士、ケアマネジャー等の多職種による連携体制を整備していきます。これにより、関係者間で適切な情報共有が可能となり、切れ目のない医療及び介護の一体的な提供が図られます。

基本方針5 在宅生活の継続支援

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者のさらなる増加が見込まれる中で、日常生活の支援が必要な高齢者が、地域で安心して暮らしていくためには、家事援助や見守り・安否確認、移動支援など、多様な生活支援サービスを整備し周知していきます。

また、介護保険サービスなどの公的サービスだけでなく、地域のボランティアなど多様な主体によるサービス提供を支援し、協働体制の充実を図ります。

基本方針6 総合的な支援対策づくり

高齢者が住み慣れた地域で安全・安心な暮らしを継続するためには、高齢者をはじめとした住民が、災害や感染症などのさまざまな出来事に対して理解を深めることも大切です。

災害や感染症、防犯、消費生活及び交通安全などに関する啓発活動や情報提供の充実により、それぞれの意識の向上を図ります。

また、高齢者の尊厳と主体性を尊重しながら、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、権利擁護や成年後見制度の普及・啓発及び利用促進に取り組むとともに、高齢者虐待に関する町民に対する意識啓発を行い、高齢者虐待の防止に取り組めます。

高齢者が健康で安心して生活できるようにするため、包括的な支援を行います。

基本方針7 介護保険事業の円滑な推進

事業の円滑かつ持続可能な運営に向けた方策として、「低所得者対策」「自立支援、介護予防、重度化防止に向けた取組」「介護人材の確保および介護現場の生産性向上の推進」「災害や感染症対策に係る体制整備」「介護給付費の適正化推進」「茨城県との連携」に取り組めます。



07 第9期計画期間(令和6(2024)～8(2026)年度)の介護保険料

所得段階	対象者	保険料率	年額保険料
第1段階	生活保護受給者,世帯全員が町民税非課税者で老齢福祉年金受給者,世帯全員が町民税非課税者で課税年金収入と所得の合計金額が年間80万円以下の者	0.285 (0.455)	19,100円 (30,500円)
第2段階	世帯全員が町民税非課税者で課税年金収入と所得の合計金額が年間80万円を超え120万円以下の者	0.485 (0.685)	32,500円 (46,000円)
第3段階	世帯全員が町民税非課税者で課税年金収入と所得の合計金額が年間120万円を超える者	0.685 (0.69)	46,000円 (46,300円)
第4段階	世帯内に町民税課税者があり,本人が町民税非課税者で課税年金収入と所得の合計金額が年間80万円以下の者	0.9	60,400円
第5段階	世帯内に町民税課税者があり,本人が町民税非課税者で「第4段階」以外の者	1.0	67,200円
第6段階	本人が町民税課税者で合計所得金額が年間120万円未満の者	1.2	80,600円
第7段階	本人が町民税課税者で合計所得金額が年間120万円以上210万円未満の者	1.3	87,300円
第8段階	本人が町民税課税者で合計所得金額が年間210万円以上320万円未満の者	1.5	100,800円
第9段階	本人が町民税課税者で合計所得金額が年間320万円以上420万円未満の者	1.7	114,200円
第10段階	本人が町民税課税者で合計所得金額が年間420万円以上520万円未満の者	1.9	127,600円
第11段階	本人が町民税課税者で合計所得金額が年間520万円以上620万円未満の者	2.1	141,100円
第12段階	本人が町民税課税者で合計所得金額が年間620万円以上720万円未満の者	2.3	154,500円
第13段階	本人が町民税課税者で合計所得金額が年間720万円以上の者	2.4	161,200円

※第1段階から第3段階は,低所得者向け保険料軽減措置適用後の保険料率及び保険料です。
なお,()内が保険料軽減措置適用前の保険料率及び保険料です。



利根町高齢者保健福祉計画・
第9期介護保険事業計画
《令和6年度～令和8年度》

発行：令和6年3月

編集：利根町 福祉課

〒300-1696 茨城県北相馬郡利根町布川841-1

TEL 0297-68-2211 (代表)